

## 宋応星『野議』訳注 (1)

### A Translation and Interpretation of Sung Ying-hsing's *Yeyi* (1)

加計 三千代

KAKEI, Michiyo

はじめに

明末の1637年(崇禎10)、宋応星は産業技術書『天工開物』を著述した。『天工開物』は、当時における重要産業の各部門を網羅し、各産業部門についてその生産過程を忠実に書いていることから中国技術書の中にあってきわめて特異なものと言われている(注1)。しかし、宋応星が何故、またはどのようにして本書を著述したのかを考えた場合、わからないことが多い。まず、その著述の動機については従来「農家の人々を軽蔑するインテリ層の啓蒙のため」(注2)と言われてきたが、それでは『天工開物』のように詳細で広範囲なデータを必要とする書物の著述動機としては弱いと思われる(注3)。また、その著述の手段としては、

「彼(宋応星)が郷試に合格してから本書を著すまでに20数年間を経過している。もちろんこの間に著述への準備が行なわれたと思われる。記述の対象は中国各地に及んでいる。書物から引用した記載も少なくないが、彼自身の足跡はかなり広範囲にわたっていたと思われる。だが、これを立証する資料はない。」(注4)

と言われているように、その著述手段については宋応星の長年の足跡が基盤になっていると思われるが、まだまだわからない点も多い。吉田光邦氏も、

「(教諭や官吏となった)宋応星の伝記を検する時、そこには何らの天工開物ごとき中国科学技術史上に特異な書物を形成した契機を吾々は彼自身の経歴の中に求めることはできない」(注5)と述べており、さらなる研究や考察が必要であろうと感ぜられる。

さて、『天工開物』刊行前年の1636年(崇禎9)、宋応星は政論集『野議』を著述した。この『野議』の中で、彼は世運議・進身議・民財議・士気議・屯田議・催科議・軍餉議・練兵議・学政議・塩政議・風俗議・乱萌議の12議にわたって記述しており、明末社会が直面している各種の問題について自身の意見を述べている。私は、この『野議』を読むことにより少しでも宋応星や『天工開物』の著述された背景が理解出来るようになり、その著述動機や手段がわかるようになればと思い『野議』の訳注を行なうことにした。

訳注の原本としては、上海人民出版社刊行の『明 宋応星佚書四種 野議・論氣・談天・思憐詩』の中の《野議》を使う(注6)。また、以下に宋応星の略年表と彼の生涯や『野議』に関連する図を添付するので、参考にして頂ければ幸いである。

はじめに・注

- (1) 藪内清訳注『天工開物』、平凡社(東洋文庫130)、1969年、p.361。
- (2) 同上、p.366。
- (3) 拙稿「『天工開物』著述の動機について」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』、第26号、2008年11月、p.169。
- (4) 藪内清訳注前掲書、p.370-371。
- (5) 吉田光邦「“天工開物”について」『科学史研究』第18号、1951年、p.12-16。
- (6) 潘吉星氏の『宋応星評伝』(南京大学出版社、1990年)によると、潘吉星氏らの調査により宋応星には次の著作があったことが判明している。(p.234) ※ (他に、『天工開物』の序文にその存在が記述されている音韻学的著作『晝音歸正』がある。)
  - ① 自然科学・技術：『天工開物』『視象』『楽律]
  - ② 詩作：『思憐詩]
  - ③ 政論集：『野議]
  - ④ 歴史学：『春秋戎狄解]
  - ⑤ 文学創作：『美利箋]
  - ⑥ 雑文集：『雑色文』『原耗]
  - ⑦ 自然科学・社会科学の間：『卮言十種]

従来、宋応星の著作物中、『天工開物』だけが現存するとされてきた。しかし、胡道静氏の「『天工開物』とその著者宋応星」によると、

「『宋氏宗譜』の宋応星行略の条に、彼が『卮言十種』を著わしたことが記されているが、後世その書が存在が杳としてわからなかった。ところが江西の近代の著名な蔵書家蔡敬襄(1877-1952)が明末刻刊された宋応星の著作四種(『野議』『思憐詩』『論氣』『談天』)を所持し、これらは1976年に上海人民出版社から四種合冊の形で『明・宋応星佚書四種 野議・論氣・談天・思憐詩』と題して公刊された。口絵写真の書影をよく見ると、『論氣』と『談天』の本文の見出しとは別に「論氣第八種」「談天第九種」の題字が見られ、明らかにこれは『卮言十種』の内の二種に相当する。」(胡道静著・渡部武訳「『天工開物』とその著者宋応星」『中国古代農業博物誌考』、農山漁村文化協会、1990年、p.169。)

以上のような経緯で『野議』、『思憐詩』、そして『卮言十種』の一部(第八種『論氣』・第九種『談天』)が見つかり、現存する宋応星の著書は『天工開物』『野議』『思憐詩』『論氣』『談天』の5冊となった。今回、私はこの1976年刊本中の『野議』を使って訳注を行なう。

## 1. 宋応星の略年表と関連図

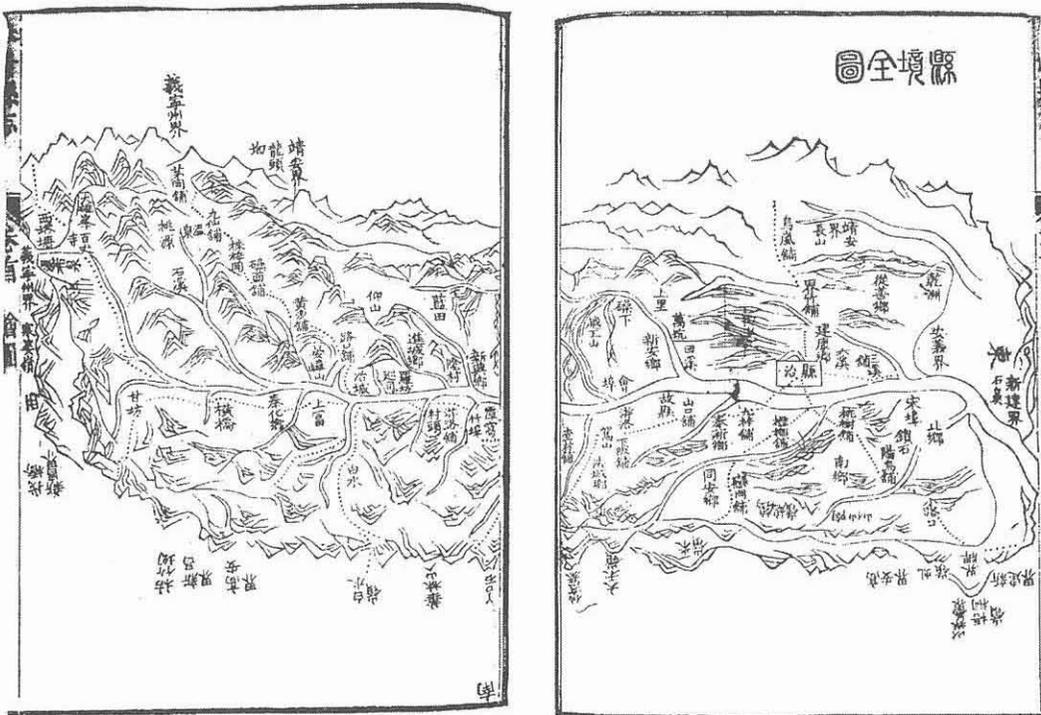
\* <>内は社会の主な出来事を記す

1587年(万暦15)：宋応星、江西省南昌府奉新県北郷雅溪村に生まれる〔曾祖父の宋景は1505年の進士、都察院左都御史に至る。父は宋国霖(1546-1629)で邑庠生、母は魏氏(1555-1632)〕

(\*図1参照)

- 1593年 (万暦21) : 9才年上の兄宋応昇 (1578-1646) と共に、奉新県本郷で叔祖父宋和慶の学塾初級班で学ぶ〔館師は族叔宋国祚〕
- 1595年 (万暦23) : <マッテオ・リッチ、江西省南昌に居を構える (～1598年)> (\*図2参照)
- 1596年 (万暦24) : 引き続き奉新県北郷の学塾初級班で学ぶ  
<財産難打開の為、明政府は宦官を派遣して鉱山に開採を命ず：鉱税の禍>
- 1597年 (万暦25) : 高級班に移り学ぶ〔館師は本省新建の学者鄧良知 (注1)〕
- 1602年 (万暦30) : 兄応昇と共に奉新県学に入り庠生となる (在約9年) (\*図3、図4参照)
- 1604年 (万暦32) : <顧憲成・高攀龍ら、無錫で東林書院設立>
- 1610年 (万暦38) : 吉水の庠生劉同升 (注2) と友になる
- 1611年 (万暦39) : 県学を卒業。郷試に参加する資格を得る
- 1612年 (万暦40) : 兄応昇と共に南昌に赴き江西省の郷試に参加するが、2人とも不合格
- 1615年 (万暦43) : 再び応昇と共に南昌に赴き江西省の郷試に参加、2人とも合格 (宋応星は第三名挙人、応昇は第六名挙人となり“奉新二宋”と称される)。同年の合格者には、姜曰広 (注3)、涂紹燿 (注4)、李光倬 (注5) 等があり、友となる

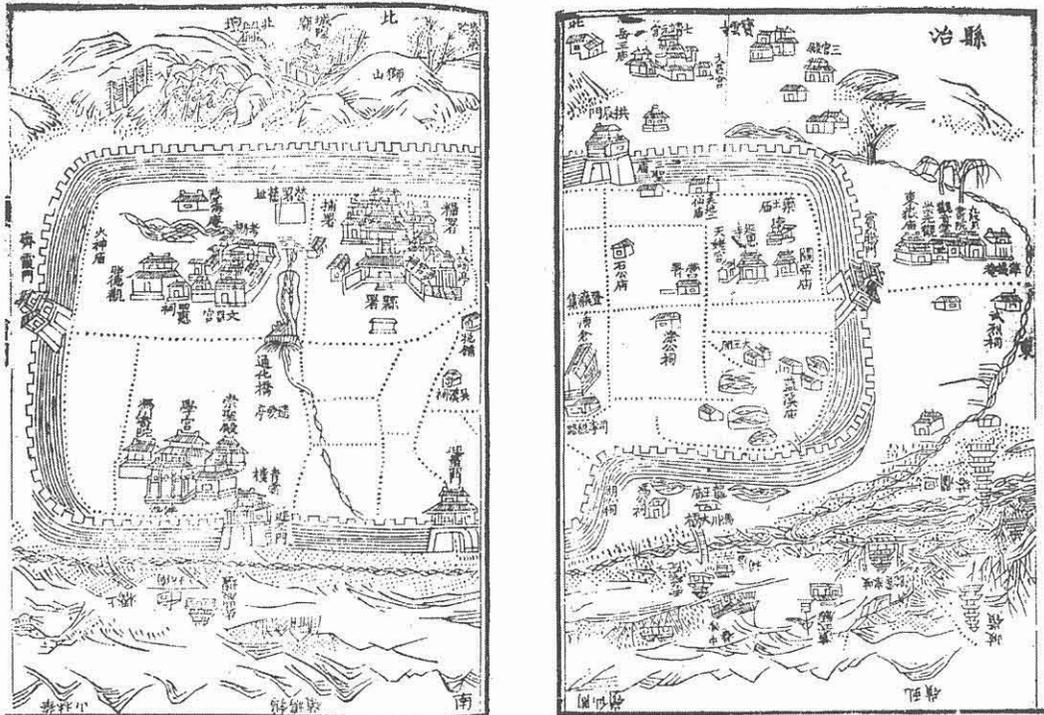
\* 図1 : 奉新縣境全圖 (『江西省奉新縣志』成文出版社、據清同治10年刊本影印、1989年、p.80-81)



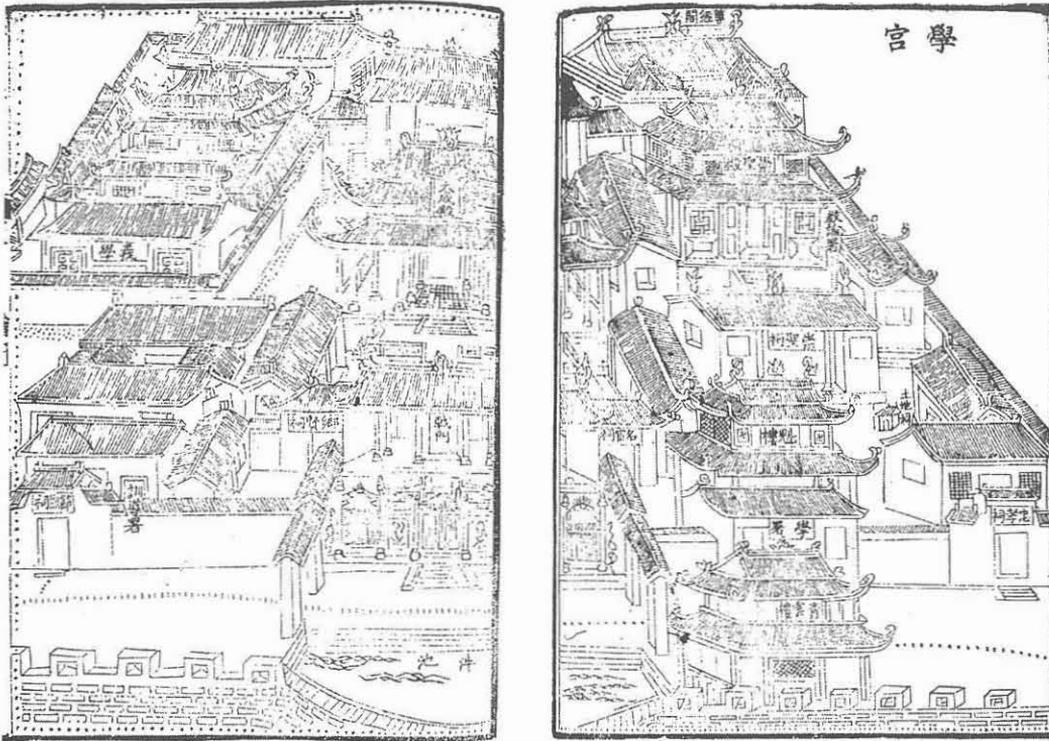
\* 図2 : マットエ・リッチの経路<マカオから北京まで> \* ○印が宋応星の出身地南昌  
 (平川祐弘著『マッテオ・リッチ伝1』、平凡社東洋文庫、1969年、p.2)



\* 図3 : 奉新縣治縣 (『江西省奉新縣志』 成文出版社、據清同治10年刊本影印、1989年、p.82-83)



\* 図4：奉新縣學宮（『江西省奉新縣志』成文出版社、據清同治10年刊本影印、1989年、p.86 -87）



- 1616年（万曆44）：2月、応昇及び姜曰広、涂紹燿と共に京師における会試に参加するが不合格
- 1617年（万曆45）：南昌の著名な学者舒曰敬（注6）が九江府廬山白鹿洞書院（注7）洞主に任ぜられた。  
応星は応昇、涂紹燿、萬時華（注8）、陳弘緒（注9）等友と共に舒曰敬の名を慕い白鹿洞書院へ講学を受けに行った
- 1619年（万曆47）：応星は、京師へ2度目の会試に赴くが不合格（兄応昇も不合格。友の姜曰広、涂紹燿は合格、進士となる）
- 1622年（天啓2）：応星は、京師へ3度目の会試に赴くが不合格（応昇も不合格）
- 1624年（天啓4）：<楊漣ら、宦官魏忠賢を疏劾（楊漣削籍）>  
<張溥・張采ら、常熟に応社（復社の前身）を開く>
- 1625年（天啓5）：応星は、京師へ4度目の会試に赴くが不合格（応昇も不合格）  
<魏忠賢の東林派弾圧始まる。楊漣ら、東林六君子被逮被殺>  
<東林・首善はじめ天下の書院を詔毀>
- 1626年（天啓6）：<高攀龍・黃尊素・周順昌・李応昇ら東林七君子被逮殉難>
- 1627年（天啓7）：<天啓帝没。崇禎帝即位。魏忠賢派への追及始まり、魏忠賢自殺>
- 1628年（崇禎1）：応星は、京師へ5度目の会試に赴くが不合格（応昇も不合格）

<張溥・張采ら、燕台十子之盟を唱う(復社始成)>

1629年(崇禎2):次兄宋応鼎死去(48歳)、父宋国霖死去(84歳)

1630年(崇禎3):<張献忠、陝西省で挙兵>

1631年(崇禎4):応星は、京師へ6度目の会試に赴くが不合格(応昇も不合格)。これ以後、科挙受験は断念(注10)

1632年(崇禎5):生母魏氏死去(78歳)

1634年(崇禎7):応星は、江西省袁州府分宜県学教諭となる

1636年(崇禎9):3月、分宜県令曹国祺の励ましの下、政論集『野議』を出版した。同時に、自選詩集『思憐詩』52首を整理発表した。また、友人の涂紹燿の資金援助の下で『晝音歸正』(注11)を刊行

1637年(崇禎10):4月、再び涂紹燿の資金援助の下で、産業技術書『天工開物』を発表した。6月~7月、『卮言十種』を刊行した(その中の「論氣第八種」・「談天第九種」は現存。「談天」における“今日の日は昨日の日に非ず”の日日新理論は友の陳弘緒の賞賛を受けた)。また、この頃雑文集『雑色文』を記した

1638年(崇禎11):応星は、福建省汀州府推官となる(“有賢声、汀人肖像祀之”)。応昇刊行の『方玉堂全集』を手伝い校訂した(『方玉堂全集』は現存)

1639年(崇禎12):<このころから全国的な飢饉>

1640年(崇禎13):汀州府推官の職を辞去し江西省に帰郷。この年、応昇主筆の『宋氏宗譜』が正式に出版された(『宋氏宗譜』は現存)

1643年(崇禎16):応星は、南直隸(現安徽省)亳州知州となる

1644年(崇禎17、清順治1):亳州知州を辞め帰郷。この年、応星は『春秋戎狄解』を草成して民族の正義を訴えた

<3月、李自成軍が北京を占領し、崇禎帝自殺。5月、清軍と呉三桂軍が李自成軍を破って北京入城。順治帝、北京で即位>

<南京で明の福王が皇帝に即位(弘光政権)>

1645年(南明弘光1、清順治2):応昇も広州から官を辞して帰郷した。弘光朝の馬士英・阮大鍼は忠臣を排斥し、宋応星の友で閣臣の姜曰広を辞めさせた。応星はこれを恨み『美利箋』を作成した

1646年(南明唐王隆武2、清順治3):弘光朝が滅びた後、清兵が江西まで南下、兄の応昇服毒殉国

1648年(南明桂王永曆2、清順治5):清兵が南昌を占領し、姜曰広殉国

1663年(清康熙2):友の陳弘緒主編の『南昌郡乘』が正式に出版された(この中に応昇伝は有るが、応星伝は無い)

1666年(清康熙5):この頃、応星死去(80才位)。遺子の士慧、士意及び孫等は皆応星の遺訓を守り、

## 清に仕えなかった

<参照> 潘吉星『宋応星評伝』、南京大学出版社、1990年、p.650-p.657

岸本美緒・宮嶋博史『世界の歴史12 明清と李朝の時代』、中央公論社、1998年、p.445-p.447

後藤基巳・山井湧編訳『明末清初政治評論集』、平凡社、1971年、年表p.1

### 第1章・注

- (1) 鄧良知は、(生没) 1558-1638年 (字) 未孩 (号) 玉筍 (出身) 江西省新建県 (科挙) 1612年挙人、1613年進士 (主な職務) 広東布政使。1621年福建に在任中、魏忠賢等閹党に逆らい官を辞して帰郷。1628年、宋応昇・応星たちは新建の鄧良知宅を訪ね、鄧良知の七十大寿を祝った。
- (2) 劉同升は、(生没) 1587-1645年 (字) 孝則 (出身) 江西省吉水県 (父劉応秋は1583年進士。京師国子監祭酒に至るが1598年誣告に遭い帰郷、数年後死去。1628年礼部尚書を追贈された。) (科挙) 1621年挙人、1637年第五名進士 (主な職務) 翰林院修撰。劉同升は、鄒元標の弟子であり、東林党人及び復社成員。(鄒元標は顧憲成、趙南星と並び東林党三大領袖とされる人物。1621年吏部左侍郎に至り、左都御史に抜擢されるが、魏忠賢の忌むところと為し1622年帰郷した。) また、黄宗羲の『思舊録』に、「劉同升、字孝則、江右人。癸未來湖上酒闌、與沈崑銅論荆溪。孝則頗右之、相争無已。余解之、方散。」と記されており、黄宗羲とも知人であったことが伺われる。
- (3) 姜曰広は、(生没) 1583-1648年 (字) 居之 (号) 燕及 (出身) 江西省新建県 (父は曰広が10歳の時に死去。) (科挙) 1615年挙人、1619年二甲進士 (主な職務) 吏部右侍郎。1625年、京師順天府会試考試官を任ぜられたが、魏忠賢に甥の事を頼まれると拒絶したため、籍を削られ民とされた。しかし崇禎帝が即位すると復官。1630年に南直隸応天府郷試主考官を任ぜられる。(復社の代表的人物で、徐光啓の『農政全書』の編者である陳子龍の年譜には、姜曰広が陳子龍の郷試の主考官であった時のことが記述されている。) 東林党人。1648年には清兵が南昌を占領し、姜曰広は殉国した。宋応昇・応星兄弟とは友であると同時に婚姻関係を通して親戚でもあった。さて、この姜曰広について『明史』巻274に記述がある。その前半部分は下記の通りである。

「姜曰広、字居之、新建人。萬曆末、舉進士、授庶吉士、進編修。天啓六年奉使朝鮮、不攜中國一物往、不取朝鮮一錢歸、朝鮮人爲立懷潔之碑。明年夏、魏忠賢黨以曰廣東林、削其籍。

崇禎初、起右中允。九年積官至吏部右侍郎。坐事左遷南京太常卿、遂引疾去。十五年起詹事、掌南京翰林院。莊烈帝嘗言《曰広在講筵、言詞激切、朕知其人。》每優容之。

北都變聞、諸大臣議所立。曰広、呂大器用周鑣、雷縝言、主立潞王、而諸帥奉福藩至江上。於是文武官並集內官宅、韓贊周令各署名籍。曰広曰《無患遽、請祭告奉先殿而後行。》明日至奉先殿、諸勳臣語侵史可法、曰広呵之、於是羣小咸目攝曰広。廷推閣臣、以曰広異議不用、用史可法、高弘圖、馬士英。及再推詞臣、以王鐸、陳子壯、黄道周名上、而首曰広。乃改曰広禮部尚書兼東閣大學士、與鐸並命。鐸未至、可法督師揚州、曰広與弘圖協心輔政。而士英挾擁戴功、內結勳臣朱國弼、劉孔昭、趙

之龍、外連諸鎮劉澤清、劉良佐等、謀擅朝權、深忌曰廣。・・・」

- (4) 涂紹煊は、(生没)1582頃-1645年(字)伯聚(号)映薇(出身)江西省新建県(科挙)1615年第四名挙人(当郷試において宋応星は第三名挙人)、1619年二甲進士(主な職務)広西左布政使。

『天工開物』の序文に、涂紹煊についての記述があり、彼の資金援助の下に宋応星の『天工開物』や『画音帰正』が出版されたことがわかる。

「吾友涂伯聚先生誠意動天、心靈格物。凡古今一言之嘉寸長可取必勤動懇懇而契合焉。昨歲畫音歸正繇先生而授梓。茲有後命、復取此卷而繼起爲之。其亦夙縁之所召哉。」

涂紹煊は、『天工開物』出版の1637年当時母の喪で帰郷していた。この年より広西左布政使(～1641)となり、赴任の時宋応星は送行した。若い時から採鋇冶金工業の発展の重要性について提唱していた。1645年清廷に帰順せず、一家全部を船に乗せ長江を西に走った。しかし洞庭湖で狂風に遭い船は転覆、死去。東林党人。さて、彼の父涂杰(1571年進士、主な職務は広西道御史など)について、『明史』巻233<王學曾>の中に次のような記述がある。

「王學曾、字唯吾、南海人。萬曆五年進士。授醴陵知縣、調崇陽。・・・學曾抗言《麟生牛腹、次日即斃、則祥者已不祥矣。不祥之物、所司未嘗上聞、陛下何自聞之。母亦左右小人以奇怪惑聖心也。今四方災旱、老稚流離、啼饑號寒之聲、陛下不聞、北敵梟張、士卒困苦、呻吟嗟怨之狀、陛下不聞、宗室貧窮、饗餼弗給、愁困涕洟之態、陛下不聞、而獨已斃之麟聞。彼爲左右者、豈誠忠於陛下乎。願取還成命、內臣語涉邪妄者、即嚴斥之。》帝責其要名沽直、降興國判官。時御史蔡時鼎亦以言獲罪。南京御史王藩臣、給事中王嗣美等交章救兩人。帝怒、奪俸一級。

學曾累遷南京刑部主事、召爲光祿丞。與少卿涂杰合疏爭三王並封、忤旨、皆削籍。後數年、吏部尚書蔡國珍疏請起用、不納。卒於家。

涂杰、新建人。隆慶五年進士。由龍游知縣入爲御史。擢官光祿。

熹宗時、贈曾學太僕少卿、杰太常少卿。」

- (5) 李光倬は、(生没)1558-1644年(字)仲章(出身)江西省進賢県(だが、『安徽通志』巻268《流寓人物伝》に「李光倬伝」あり。)(科挙)1615年挙人(主な職務)崇禎年間に工部主事。復社成員。陳弘緒とも友であった。(陳弘緒は宋応星への手紙である「復宋長庚刺史書」<\*長庚は宋応星の字>において、李光倬のことを「仲章兄」と記述している。)

- (6) 舒曰敬は、(生没)1558-1636年(字)元直(号)礪石(出身)南昌(科挙)1589年第二名挙人、1592年進士(主な職務)20数年間徽州(安徽省)の紫陽山書院で主講。子の舒性は宋応星・応昇らの友人で、宋応昇の『方玉堂全集』校訂に参与。舒性は復社成員。

- (7) 白鹿洞書院は、江西省南康府廬山の五老峰下にある南唐の時の学館で、宋の朱熹が再興した。始まりは唐代で、李渤がここに隠居し白鹿を養いながら、読書に楽しい日々をおくっていたので白鹿洞といわれた。五代十国の頃、この地に学校が建てられ、これを廬山国学といった。宋代には白鹿洞書院が建てられ、地方子弟の教育が行なわれた。朱熹は知南康軍のとき、白鹿洞書院院長となり、儒教の理想実現のためここ

で教育に従事した。陸九淵も講義したことがある。1617年南昌の舒日敬が洞主となると大盛況で、宋応星たちも講学を受けに行った。しかし、1622年その白鹿洞書院の主洞となった李応昇（御史）は、1626年魏忠賢に捕らえられ獄死した（東林七君子の獄）。江西教育学院学刊『白鹿洞書院考略專刊』（江西教育学院、1985年）によると、

「天啓五年（公元1625年天下）、魏忠賢廢毀天下書院、首当其衝的是東林、江右、閩中、徽州等地的書院。此次廢毀書院、情況情況情況白鹿洞書院怎樣？未見史料記載。只是已昇任御史李応昇被害、死于獄中。」（p.39）

また一方、この李応昇が獄死した東林七君子の獄について、小野和子氏は『明季党社考－東林党と復社－』（同朋舎出版、1996年）で次のように記述している。

「彼（黄尊素：黄宗羲の父）が蘇杭織造太監の李實を利用して魏忠賢失脚を画策している、とのデマが流れ、これを恐れた魏忠賢が李實に命じて空印の白疏を上させ、これを利用して高攀龍、周宗建、繆昌期、李應昇、周順昌、周起元らをともども逮捕したのである。いずれも閹党と対立し、彼らが怨みにしていた東林派の人びとであって黄尊素と併せて東林七君子と称せられる。このうち、高攀龍が逮捕寸前に投水自殺したほか、彼らもまた詔獄において、拷問され獄死した。こうして東林党の指導的メンバーは、ほとんど逮捕され、あるいは失脚して、東林党は壊滅的な打撃を受けることになった。周順昌が逮捕される時、蘇州で起った開読の変は有名であるが、これらの人びとの逮捕に当っては、それぞれの地方で逮捕に抗議する運動が起っている。」（p.373-374）

- (8) 萬時華は、(生没) 1590-1639年(字) 茂先(出身) 江西省南昌府<父はかつての四川馬湖知府>(科挙) 8回郷試を受けたが全て不合格(主な職務) 江西左布政史朱之臣の薦挙により北京吏部領邑県令。天啓時、江西左布政使李長庚の子李春潮が為した南昌の文社《豫章社》に参加した。復社成員。復社の盟友方以智の『流寓草』巻6に萬時華に贈る詩がある(方以智は陳弘緒の友でもあった。また、『天工開物』の内容を最初に引用したのは、方以智の『物理小識』だった)。萬時華は、1639年12月揚州にて病死(49歳)。黄宗羲の『思舊録』に、「萬時華、字茂先、江右人。南宗伯李小澗出諮訪謚冊。皆擬謚於上、先忠端公之謚。茂先所擬也。」と記されている。
- (9) 陳弘緒は、(生没) 1597-1665年(字) 士業(出身) 江西省新建県。<父の陳道亨は1582年挙人、1586年進士。南兵部尚書。天啓年間、楊漣が魏忠賢二十四大罪の奏劾をして斥責に遭った時憤って抗疏したが、納められなかったため官を辞し帰郷した。崇禎元年に77歳で死去。>(科挙)郷試には合格しなかった。国子監監生(主な職務) 晋州知州。復社成員。万卷の書を蔵する大変な蔵書家で、兄弟や友人が日夜その中で講習した。宋応星や方以智もそれを利用したと思われる。黄宗羲とも旧知で、黄宗羲の『思舊録』に「陳弘緒、字士業、江右人。在南都、與余訪求藏書之家。庚子、余遇其舅氏於舟中、寓書士業、答言吾非故吾。若有慚德、何也。」と記されている。
- (10) 従来は、「5度会試を受けた」とされていた。詳しくは「進身議」訳注時に述べたい。
- (11) 『晝音歸正』は現存しないので内容についてわからないが、潘吉星氏は『宋応星評伝』（前掲書）で、「こ

これは文字学・音韻学的内容を論じた本であったかと思われる」と述べている。(p.145)

## 2. 『野議』に関する先行研究と私の課題

### (先行研究)

『天工開物』やその著者宋応星を深く理解するため、中国では『野議』の研究が進んでいるようである。例えば、鄭徳本氏は1987年「就《野議》談宋応星的社会改革思想」(注1)で、

「『野議』は宋応星の重要な政論著作である。『野議』中で宋応星が述べている社会改革思想を論述することによって、宋応星研究の不足を補う。」

としており、同様に1987年、兪兆鵬氏も「宋応星的社会改良思想－紀念宋応星誕生4百周年－」(注2)で、

「『野議』と『思憐詩』両書は、明末社会の深刻な危機をさらけ出し、社会改良的思想を述べている。」

と記述している。

また、潘吉星・孫曉娟両氏は、「宋応星の財富観及其在經濟領域中的応用」(注3)において、「『野議』は宋応星の經濟思想を大いに反映している」と述べている。さらに、潘吉星氏は『宋応星評伝』(注4)で、

「この書は實際上1つの政論集であり、宋応星が持っている社会、政治と經濟の観点を反映している。」

と記し、『野議』は社会・政治・經濟の多角度から宋応星の分析が出来るとしている。このように潘吉星氏の『野議』に関する評価は、諸氏の研究を総括していると思われる。

### (私の課題)

『天工開物』は産業技術書でありながら、その背景には奥深いものが感じられる。そのため『野議』を政論集と言うだけでなく、より広い視野から見た場合何が見えるか、またその中で『天工開物』の背景にも通ずるものは何かを意識しながら、『野議』の訳注をしていきたいと思う。

### 第2章・注

- (1) 『江西社会科学』、江西社会科学編輯部、1987年06期、p.99-103。
- (2) 『江西大学学报(哲学社会科学版)』、江西大学学报編輯部、1987年04期、p.34-40。
- (3) 『文史哲』、山東大学文史哲編輯委員会、1990年04期、p.30-34。
- (4) 前掲書、p.252。

## 3. 訳注「野議序」

### 野議序

「春將暮矣、游憩鈴山。令長曹先生挈清酒、負詩囊、為尋松影鵬声、以永今日、不願他聞来混耳目也。乃視瀝數行、而送邸報者至、則見有立談而得美官者、此千秋遇合奇事也。取其奏議一再讀之、命

詞立意、亦自磊落可人。惜其所聞未尊、游地不広、無限針膏灸膜、拯溺救焚、急着渾然未彰、空負聖明虚心採擇之意、識者有遺恨焉。

令長嘯談間、愿聞寡識。散歸冷署、炊灯具草、繼以詰朝、胡成万言、名之曰《野議》。夫朝議已無欲訥之人、而野復有議、如世道何。雖然、從野而議者無惡、于朝議何傷也。人生胆力顔面、賦定洪鈞。嘗思欲伏闕前、上痛哭之書、而無其胆；欲參当道、陳憂天之說、而無其顔。則斯議也、亦以灯窗始之、閭巷終之而已。

東漢仲崔両君子所為《昌言》、《政論》、亦野議也、然誦讀之餘、法脈宛見毫端。今時事孔棘、豈暇計文章工拙之候哉、故有議而無文、罪我者其原之。時崇禎丙子暮春下弦日、分宜教諭宋応星書于学署。」

(訳) 野議序(注1) ※(丸括弧内は訳者による説明)

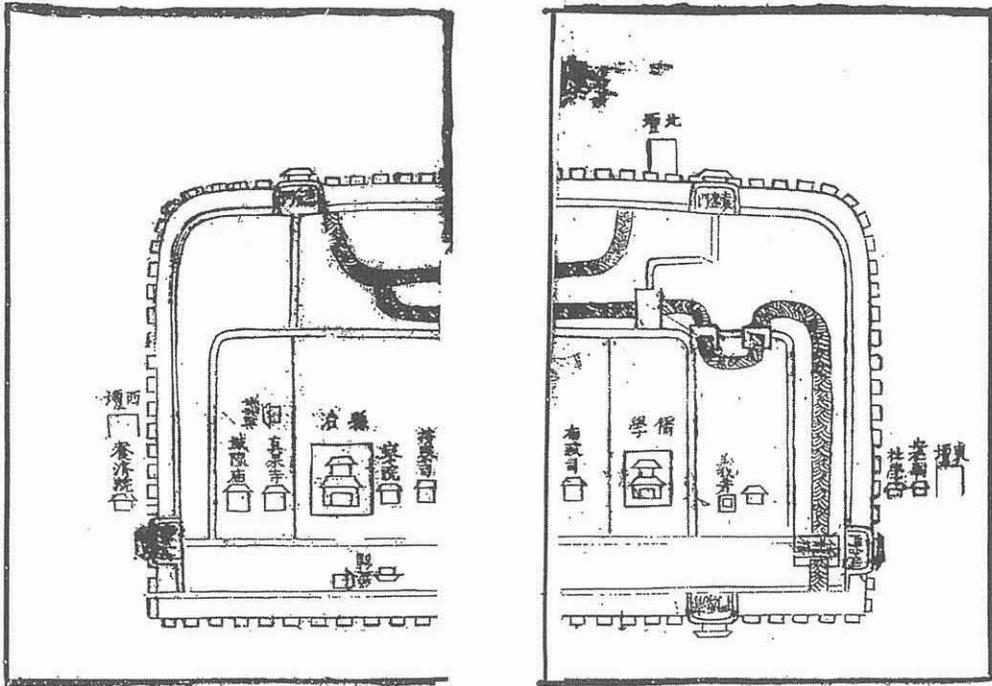
「春が将に暮れようとしている頃、鈴山(注2)に遊びに行った。分宜県の長官(知県)である曹先生(注3)は清酒をひっさげ、作った詩を容れたリュックを背負って松の影や鷗(うぐいすの一種)の声を捜し求めている。今日を楽しみ永く過ごそうとして、曹先生はよけいなものが見えたり雑音が聞こえて来たりするのを望まなかった。それなのに、詩を数行書いたところで邸報(注4)が届いた。すぐさま、皇帝に意見を述べて高い官職を得た者(注5)があるのを見た。これは千載一遇の奇事である。その奏議を手にとって1、2回これを読んでもと、文章も意味もなかなかいいものである。ただ惜しいことに見聞が高尚でなく、広くもなく、ポイントをついていない。皇帝に拔擢されたにもかかわらず、それに応えることが出来ず、賢人たちは残念に思っている(注6)。

(曹) 知県は、話をしている間に私の見解を聞きたいとおっしゃった。そこで、寒々とした学署に帰って灯を燈して翌朝まで一気に書き、でたらめに万言(多くの言葉)を成して、『野議』と名づけた。そもそも朝議ですでに朴訥な(洗練されていない)人を欲しないが、「野」(田舎)ではまた世道についての「議」がある。だが、その「野」(田舎)からの「議」もさして悪いものではなく、朝議を傷つけることはない。人生は「胆力顔面」であり、それこそが政治を定める。(私は)かつて宮殿の前に伏して痛哭の書を上奏したいと思ったが、その「胆力」がない；また役人を批判して憂天の説を述べようとしたが、その「顔」がない。すなわち(私の)この「議」は、また田舎の書生の議論である。

後漢の仲長統や崔寔両君子の『昌言』・『政論』(注7)も、また野議であるが、次から次へと伝えられ読まれている。それなのに、今は時事が厳しいので(私には)文章の巧拙を計る暇がない。だから、「議」があつて「文」がないのである(意見だけ言つて文章が下手である)。どうかお許し願いたい。時は崇禎丙子暮れの春下弦の日、分宜県教諭宋応星が学署にて記す。」



\* 図6：分宜縣治縣（『江西省分宜縣志』、成文出版社、據清康熙22年刊本影印、1989年刊、p.13-14)



(4) 「邸報」は、政府発行の詔令、奏章および重大事件が載っている官報である。曹国禛と宋応星は、この年の2月に発行された邸報を見ていた。これには、淮安衛の武挙陳啓新が正月に皇帝に上奏した「論天下三大病根」の上疏文が載っていた。小野和子氏の『明季党社考－東林党と復社－』（前掲書）によると、その上疏文で提議されている「天下三大病」の問題は、次の通りである。(p.468-469)

1. 科挙によって人材を採用していること。科挙によって官僚となった人物は文章においてはすぐれているかも知れぬが、彼らにとって「孝梯仁義」は紙上の空談、己の富と名誉しか眼中にない。科挙によって、君主に仕え民衆を益する人材を求めようというのは無理である。「科目」を停止すること。
2. 進士という資格のみを重んじていること。祖制によれば、官僚の選抜は監生・挙人・進士の三途併用であり、昇進について差別されることはなかった。しかし今は進士のみが優遇されるために、他の二途の人々は昇進を望めず、その為、挙貢は就任するや、あらん限りの貪欲さで賄賂をむさぼることになる。「孝廉」による推薦を行なうべきこと。
3. 推官・知県から科道官を選出すること。彼らは「世務に暗練し、民情を熟識している」というが、そのほかの中書・行人・評事・博士はかりに有能であっても能力を発揮する機会がない。加えて今の推官・知県はやがて科道官になる、ということで畏怖せられて、誰もこれをチェックしようとはしない。科道官には他途からも考選すべきこと。」

また、この「天下三大病」の上訴文の内容と陳啓新の動きについては、『明史』巻258に次のような記述が見られる。

「山陽武舉陳啓新者、崇禎九年詣闕上書、言。《天下三大病。士子作文、高談孝梯仁義、及服官、恣行奸慝。此科目之病也。國初典史授都御史、貢士授布教、秀才授尚初書、嘉靖時猶三途並用、今惟一途。舉貢不得至顯官、一舉進士、橫行放誕。此資格之病也。舊制、給事御史、教官得爲之、其後途稍隘、而舉人、推官、知縣猶與其列、今惟以進士選。彼受任時、先以給事御史自待、監司郡守承奉不暇、剥下虐民、恣其所爲。此行取考選之病也。請停科目以拙虛文、舉考廉以崇實行、罷行取考選以除積橫之習、蠲災傷田賦以蘇民困、專拜大將以節制有司便宜行事。》捧疏跪正陽門三日、中宮取以進。帝大喜、立擢吏科氣給事中、歷兵科左給事中。劉宗周、詹爾選等先後論之。歛人楊光先訐其出身賤役、及徇私納賄狀。帝悉不究。然啓新在事所條奏、率無關大計。御史王聚奎劾其溺職、帝怒、謫聚奎。以僉都御史李先春議聚奎罰輕、並奪其職。久之、御史倫之楷劾其請託受賂、還鄉驕橫、始詔行勘。未上而啓新遭母憂、採因劾其不忠不孝、大奸大詐。遂削啓新籍、下撫按追贓擬罪。啓新竟逃去、不知所之。國變後、爲僧以卒。」

- (5) 小野和子氏の『明季党社考－東林党と復社－』（前掲書）によると、これには次のような背景があった。

「復社は中央・地方の政界にその勢力を浸透させていった。とりわけ科挙を通じて、大量の復社メンバーが政界に進出していったことは反対派にとっての大きな脅威であった。崇禎7年の会試が終って、反東林派の蔡奕琛が薛國觀と同様、『国表』と照合して調査したみたところ、その合格者の多くが復社出身者であった。彼らはこの対策に大いに苦慮したらしい。時あたかも李自成らの農民反乱の拡大を憂慮する河南巡撫陳必謙の上奏があった。これに乗じて温體仁は、

中原寇盜の多きは、民の賊に従うによる。民の賊に従うに軽々しきは、飢寒の迫るによる。民の飢寒に苦しむは、貪官汚吏の朘削による。（『復社紀略』下、648頁）

と反乱拡大の原因を貪官汚吏の搾取にもとめ、このような貪官汚吏の多くは進士出身であって、地方官の登用は必ずしも科挙による必要はない、優秀な人材を登用する途を開くためには、官吏登用制度の再検討が必要であることを主張した。すなわち、

今の守令は、大半進士に出づ。蓋し進士出身は、但だ三場の文字により取中するなり。房司主試、予じめ其人の長短を知ること能わざれば、未だ賢愚、互いに収め、貪廉、雜え進むを免れざるなり。況や人才の生まるる、はるかに古に如かざれば、賢者少なくして不肖なる者多し。則ち当今、取人の法、變通の計を思わざるべからざるなり。（『復社紀略』下、648頁）

と、八股文というペーパーテストによってのみ人材を登用することの誤りをいい、有能なる人材を責任をもって推薦するという保挙制度を導入するとともに、併せて推薦者に連帯責任をもたせることによって事態の改善を図ろうとしたのである。崇禎帝はこれを批准し、保挙の令が下がった。張溥らは直ちに各府の社長と連絡し、復社人員の推薦者名簿を作成させた。＜科挙ならば3年に一度だが、保挙ならば

毎年送り込むことも可能だ」とさえ豪語して「経済博達之士の能く道を興し治を致す者」「才力智術、能く奸党を排斥する者」らの名簿を作成し、多数の候補を推薦した。蔡奕琛が、保举名簿と復社の「党目」を照合してみたところ、「大半」が復社の推薦であった。・・温體仁、薛國觀、蔡奕琛らは急速この対策を協議し、保举の出身者が推官・知県になり、さらには科道官になって、彼らを弾劾することを恐れて、これを阻止する案を提案しようとするのだが、復社を挑発することになるこのような上奏を行なおうという者はなかなかあらわれない。そこで詔を下して建言を求める、という形で、意見が求められたのであるが、これにのったのが、淮安衛の武拳陳啓新であった。胥吏の出身であったという。・・・これに対して御史の詹爾選が陳啓新弾劾に立つが、崇禎帝は、これを認めようとはせず、かえって陳啓新を敢言を以て吏科給事中に特擢し、詹爾選を「従重議処」の処分に付した。」(p.467-p.470)

なお、吏科給事中は内廷に出入りして、皇帝が奏章などの重要な職務を処理するのを手伝う、皇帝お付の顧問及び諫官である。

- (6) 前掲の小野和子氏『明季党社考－東林党と復社－』（前掲書）によると、

「陳啓新は温體仁らの後援を得て特別に給事中に抜擢されたものの、六科において同僚から徹底的に疎外されることになる。(陳)啓新の(掖)垣に入れるや、同官、交もごも之を棄(いと)い、即い公会するとともに接談する者無く、科中の公務も亦た絶えて与聞せしめず。(『復社紀略』下、656頁) 陳啓新は、おそらく六科の内部情報を流してもらうことができなかったのであろう、科道官としてまともな上奏をすることもなく、復社の人士からは、宋代、「鶯鴨諫議」「羅擒虎」と嘲られたかの趙鼎や羅相と同類だ、として相手にもされなかった。六科の廊坊に、そのようなピラが貼られて公然と攻撃にさらされたことさえあった。結局は科道官にふさわしくはないという復社側の弾劾によって、彼は崇禎帝から降二級の処分を受けることになる。温體仁らがせっかく送り込んだ陳啓新もこのようにして、科道官を去ることを余儀なくされた。」(p.470-p.471)

- (7) 原文の「東漢仲崔兩君子」とは後漢の仲長統と崔寔のこと。仲長統が『昌言』、崔寔が『政論』を著述した。

まず、仲長統は、180年—220年、字は公理、山陽高平(山東省)の人。一時、官に仕えたが、世俗に同調するのをいさぎよしとせず、辞去して家に帰り、『昌言』を著した。その批判主義は、政治論とともに思想史的にも特異な評価を与えられ、とくに倫理説は注目される。父子の関係を規制する原理として理性的なく義を重んじ、親の意向に逆らってもく義に合う言動こそ真の孝であると説き、自立的な人間を提示した。この『昌言』(もしくは『仲長子昌言』)は、34編10万余字であるが大部分が散逸している。現存するのは、『後漢書』本伝にあるく理乱く損益く法誠各篇と、『文選』『意林』などに断片的に載っているものだけである。その『後漢書』本伝に記載されている『昌言』のく理乱く損益く法誠各篇の内容は以下の通り。

#### く理乱篇く

「豪傑之當天命者、未始有天下之分者也。無天下之分、故戰爭者競起焉。于斯之時、竝偽假天威、矯據方

國、擁甲兵與我角才智、程勇力與我競雌雄、不知去就、疑誤天下、蓋不可數也。角知者皆窮、角力者皆負、形不堪復仇、勢不足復校、乃始羈首係頸、就我之銜繼耳。夫或曾爲我之尊長矣、或曾與我爲等儕矣、或曾臣虜我矣、或曾執囚我矣。彼之爵爵、皆匈冒腹誣、幸我之不成、而以奮其前志。詎肯用此爲終死之分邪。及繼體之時、民心定矣。普天之下、賴我而得生育、由我而得富貴、安居樂業、長養子孫、天下晏然、皆歸心于我矣。豪傑之心既絕、士民之志已定、貴有常家、尊在一。當此之時、雖下愚之才居之、猶能使恩同天地、威侔鬼神。暴風疾霆、不足以方其怒。陽春時雨、不足以喻其澤。周孔數千、無所復角其聖。賁育百萬、無所復奮其勇矣。

彼後嗣之愚主、見天下莫敢與之違、自謂若天地之不可亡也。乃奔其私嗜、騁其邪欲、君臣宣淫、上下同惡。目極角觚之觀、耳窮鄭衛之聲、入則耽於婦人、出則馳於田獵。荒廢庶政、棄亡人物、澆漫彌流、無所底極。信任親愛者、盡佞諂容說之人也。寵貴隆豐者、盡后妃姬妾之家也。使餓狼守庖厨、飢虎牧牢豚、遂至熬天下之脂膏、斬生人之骨髓。怨毒無聊、禍亂竝起、中國擾攘、四夷侵叛、土崩瓦解、一朝而去。昔之爲我哺乳之子孫者、今盡是我飲血之寇讐也。至於運徙勢去猶不覺悟者、豈非富貴生不仁、沈溺致愚疾邪。存亡以之迭代、政亂從此周復、天道常然之大數也。

又政之爲理者、取一切而已。非能斟酌賢愚之分以開盛衰數也。日不如古、彌以遠甚、豈不然邪。漢興以來、相與同爲編戶齊民、而以財力相君長者、世無數焉。而清潔之士、徒自苦於茨棘之間、無所益損於風俗也。豪人之室、連棟數百、膏田滿野、奴婢千羣、徒附萬計。船車賈販、周於四方、廢居積貯、滿於都城。琦路寶貨、巨室不能容、馬牛羊豕、山谷不能受、妖童美妾、填乎綺室、倡謳伎樂、列乎深堂。賓客待見而不敢去、車騎交錯而不敢進、三牲之肉、臭而不可食、清醇之酎、敗而不可飲、睚眦則人從其目之所視、喜怒則人隨其心之所慮。此皆公侯之廣樂、君長之厚實也。苟運智詐者則得之焉、苟能得之者、人不以爲罪焉。源發而橫流、路開而四通矣。求士之舍榮樂而居窮苦、棄放逸而赴束縛、夫誰肯爲之者邪。夫亂世長而化世短。亂世則小人貴寵、君子困賤。當君子困賤之時、踟高天、躡厚地、猶恐有鎮厭之禍也。逮至清世、則復入於矯枉過正之檢。老者耄矣、不能及寬饒之俗。少者方壯、將復困於衰亂之時。是使姦人擅無窮之福利、而善士挂不赦之罪辜。苟目能辯色、耳能辯聲、口能辯味、體能辯寒溫者、將皆以修潔爲諱惡、設智巧以避之焉。況肯有安而樂之者邪。斯下世人主一切愆也。

昔春秋之時、周氏之亂世也。逮乎戰國、則又甚矣。秦政乘并兼之勢、放狼虎之心、屠裂天下、吞食生人、暴虐不已。以招楚漢用兵之苦、甚於戰國時也。漢二百年而遭王莽之亂。計其殘夷滅亡之數、又復倍乎秦項矣。以及今日、名都空而不居、百里絕而無民者、不可勝數。此則又甚於亡新之時也、悲夫。不及五百年、大難三起。中間之亂、尚不數焉。變而彌猜、下而加酷、推此以往、可及於盡矣。嗟乎。不知來世聖人救此之道、將何用也。又不知天若窮此之數、欲何至邪。」

#### <損益篇>

「作有利於時、制有便於物者、可爲也。事有乖於數、法有翫於時者、可改也。故行於古有其迹、用於今無其功者、不可不變。變而不如前、易而多所敗者、亦不可不復也。漢之初興、分王子弟、委之以士民之命、假之以生殺之權。於是驕逸自恣、志意無厭、魚肉百姓以盈其欲、報蒸骨血以快其情。上有篡叛不軌之姦、下有

暴亂殘賊之害。雖藉親屬之恩、蓋源流形勢使之然也。降爵削土、稍稍割奪、卒至於坐食奉祿。然其污穢之行、淫昏之罪、猶尚多焉。故淺其根本、輕其恩義、猶尚假一日之尊、収士民之用。況專之於國、擅之於嗣、豈可鞭笞叱咤而使唯我所爲者乎。時政彫敝、風俗移易、純樸已去、知惠已來。出於禮制之防、放於嗜欲之域久矣。固不可授之以柄、假之以資者也。是故収其奕世之權、校其縱橫之勢、善者早登、否者早去。故下土無壅滯之士、國朝無專貴之人。此變之善、可遂行者也。

井田之變、豪人貨殖、館舍布於州郡、田畝連於方國。身無半通青綸之命、而竊三辰龍章之服、不爲編戶一伍之長、而有千室名邑之役。榮樂過於封君、勢力侔於守令、財賂自營、犯法不坐、刺客死士、爲之投命。至使弱力少智之子、被穿幘敗、客死不斂、冤枉窮困、不敢自理。雖亦由網禁疎闊、蓋分田無限使之然也。今欲張太平之紀綱、立至化之基址、齊民財之豐寡、正風俗之奢儉、非井田實莫由也。此變有所敗而直復者也。肉刑之廢、輕重無品、下死則得髡鉗、下髡鉗則得鞭笞。死者不可復生、而髡者無傷於人。髡笞不足以懲中罪、安得不至於死哉。夫鷄狗之攘竊、男女之淫奔、酒醴之賂遺、謬誤之障害、皆非值於死者也。殺之則甚重、髡之則甚輕。不制中刑以稱其罪、則法令安得不參差、殺生安得不過謬乎。今患刑輕之不足以懲惡、則假贓貨以成罪、託疾病以諱殺。科條無所準、名實不相應。恐非帝王之通法、聖人之良制也。或曰、過刑惡人、可也、過刑善人、豈可復哉。曰、若前政以來、未曾枉害善人者、則有罪不死也。是爲忍於殺人而不忍於刑人也。今令五刑有品、輕重有數、科條有序、名實有正、非殺人逆亂鳥獸之行甚重者、皆勿殺、嗣周氏之祕典、續呂侯之祥刑。此又宜復之善者也。

易曰、陽一君二臣、君子之道也。陰二君一臣、小人之道也。然則寡者爲人上者也。衆者爲人下者也。一伍之長、才足以長一伍者也。一國之君、才足以君一國者也。天下之王、才足以王天下者也。愚役於智、猶枝之附幹、此理天下之常法也。制國以分人、立政以分事、人遠則難綏、事總則難了。今遠州之縣、或相去數百千里、雖多山陵污澤、猶有可居人種穀者焉。當更制其境界、使遠者不過二百里。明版籍以相數閱、審什伍以相連持、限夫田以斷并兼、定五刑以救死亡、益君長以興政理、急農桑以豐委積、去末作以一本業、敦教學以移情性、表德行以勵風俗、覈才藝以叙官宜、簡精悍以習師田、修武器以存爲守戰、嚴禁令以防僭差、信賞罰以驗懲勸、糾游戲以杜姦邪、察苛刻絕煩暴。審此十六者以爲政務、操之有常、課之有限、安寧勿懈墮、有事不迫遽、聖人復起、不能易也。

向者天下戶過千萬。除其老弱、但戶一丁壯、則千萬人也。遺漏既多、又蠻夷戎狄居漠地者尚不在焉。丁壯十人中、必有堪爲其什伍之長、推什長已上、則百萬人也。又十取之、則佐史之才已上十萬人也。又十取之、則可使在政理之位者萬人也。以筋力用者謂之人、人求丁壯。以才智用者謂之士、士貴耆老。充此制以用天下之人、猶將有儲。何嫌乎不足也。故物有不求、未有無物之歲也。士有不用、未有少士之世也。夫如此而後可用天性、究人理、興頓廢、厲斷絕、網羅遺漏、拱柙天人矣。

或曰、善爲政者、欲除煩去苛、并官省職、爲之爲無爲、事之以無事。何子言云云也。曰、若是三代不足慕、聖人未可師也。君子用法制而至於化、小人用法制而至於亂。均是一法制也。或以之化、或以之亂、行之不同也。苛使豺狼牧羊豚、盜跖主征税、國家昏亂、吏人放肆。則惡復論損益之閒哉。夫人待君子、然後化理、國待蓄積、乃無憂患。君子非自農桑以求衣食者也。蓄積非橫賦斂以取優饒者也。奉祿誠厚、則割貿易之罪乃絕

也。蓄積誠多、則兵寇水旱之災不足苦也。故由其道而得之、民不以爲奢。由其道而取之、民不以爲勞。天災流行、開倉廩以稟貸、不亦仁乎。衣食有餘、損靡麗以散施、不亦義乎。彼君子居位爲士民之長、固宜重肉累帛、朱輪四馬。今反謂薄屋者爲高、藿食者爲清、既失天地之性、亦開虛偽之名。使小智居大位、庶績不咸熙、未必不由此也。得拘絜而失才能、非立功之實也。以廉舉而以貪去、非士君子之志也。夫選用必取善士。善士富者少而貧者多、祿不足以供養、安能不少營私門乎。從而罪之、是設機置罍以待天下是君子也。

盜賊凶荒、九州代作、飢饉暴至、軍旅卒發、橫稅弱人、割奪吏祿、所持者寡、所取者猥。萬里懸乏、首尾不救、徭役竝起、農桑失業、兆民呼嗟於昊天、貧窮轉死於溝壑矣。今通肥饒之率、計稼穡之入、令畝取三斛、斛取一斗、未爲甚多、一歲之間、則有數年之儲。雖興非法之役、恣奢侈之欲、廣愛幸之賜、猶未能盡也。不循古法、規爲輕稅、及至一方有警、一面被災、未逮三年、校計籌短、坐視戰士之蔬食、立望餓殍之滿道。如之何爲君行此政也。二十稅一、名之曰貊。況三十稅一乎。夫薄吏祿以豐軍用、緣於秦征諸侯、續以四夷、漢承其業、遂不改更。危國亂家、此之由也。今田無常主、民無常居、吏食日稟、班祿未定。可爲法制、畫一定科、租稅十一、更賦如舊。今者土廣民稀、中地未墾。雖然猶當限以大家、勿令過制。其地有草者、盡曰官田、力堪農事、乃聽受之。若聽其自取、後必爲姦也。」

#### <法誡篇>

「周禮六典、冢宰貳王而理天下。春秋之時、諸侯明德者、皆一卿爲政。爰及戰國、亦皆然也。秦兼天下、則置丞相、而貳之以御史大夫。自高帝逮于孝成、因而不改、多終其身。漢之隆盛、是惟在焉。夫任一人則政專、任數人則相倚。政專則和諧、相倚則違戾。和諧則太平之所興也。違戾則荒亂之所起也。

光武皇帝愠數世之失權、忿強臣之竊命、矯枉過直、政不任下、雖置三公、事歸臺閣。自此以來、三公之職、備員而已、然政有不理、猶加譴責。而權移外戚之家、寵被近習之豎、親其黨類、用其私人、內充京師、外布列郡。顛倒賢愚、貿易選舉、疲驚守境、貪錢牧民、撓擾百姓、忿怒四夷、招致乖叛、亂離斯廣。怨氣竝作、陰陽失和、三光虧缺、怪異數至、虫螟食稼、水旱爲災。此皆戚宦之臣所致然也。反以策讓三公、至於死免、乃足爲叫呼蒼天號咷泣血者也。又中世之選三公也、務於清慤謹慎、循常習故者。是婦女之檢柙、鄉曲之常人耳。惡足以居斯位邪。勢既如彼、選又如此。而欲望三公勳立於國家、績加於生民、不亦遠乎。昔文帝之於鄧通、可謂至愛、而猶展申屠嘉之志。夫見任如此、則何患於左右小臣哉。至如近世外戚宦豎、請託不行、意氣不滿、立能陷人於不測之禍。惡可得彈正者哉。曩者任之重而責之輕、今者任之輕而責之重。昔賈誼感絳侯之困辱、因陳大臣廉恥之分、開引自裁之端、自此以來、遂以成俗。繼世之主、生而見之、習其所常、曾莫之悟。嗚呼可悲夫、左手據天下之圖、右手扞其喉、愚者猶知難之。況明哲君子哉。光武奪三公之重、至今而加甚。不假后黨以權、數世而不行。蓋親疎之勢異也。母后之黨、左右之人、有此至親之勢、故其責任萬世。常然之敗、無世而無之、莫之斯鑒、亦可痛矣。未若置丞相自總之。若委三公、則宜分任責成。夫使爲政者不當與之婚姻、婚姻者不當使之爲政也。如此在位病人、舉用失賢、百姓不安、爭訟不息、天地多變、人物多妖、然後可以分此罪矣。

或曰、政在一人、權甚重也。曰、人實難得、何重之嫌。昔者霍禹竇憲鄧騭梁冀之徒、藉外戚之權、堯國家之柄、及其伏誅、以一言之詔、詰朝而決。何重之畏乎。今夫國家漏神明於媵近、輸權重於婦黨、算十世而爲

之者八九焉。不此之罪而彼之疑、何其詭邪。」

また、崔寔は後漢の人、字は子真で、安平（河北省深県）出身。生没年については順帝期（126-144）に生まれ、靈帝建寧年間（168-172）に没したことしかわからない。桓帝のとき、郎官になり当時の政治を論じた《政論》を著し、法家思想よりのその主張が評判となる。以後、五原太守、遼東太守などを歴任。碑文、銘文、詩など著作は15編にのぼり、なかでも後漢期の豪族の年中行事記《四民月令》は有名である。『政論』は北宋時にはすでに佚しており、現存しているのは『後漢書』本伝や『群書治要』『通典』『意林』などに断片的に載っているものだけである。この中で、『後漢書』本伝にある内容は以下の通り。

「自堯舜之帝、湯武之王、皆頼明哲之佐、博物之臣。故皋陶陳謨而唐虞以興、伊箕作訓而殷周用隆。及繼体之君欲立中興之功者、曷嘗不頼賢哲之謀乎。凡天下所不理者、常由人主承平日久、俗漸敝而不悟、政浸衰而不改、習亂安危、快不自覩。或荒耽嗜欲、不恤萬機、或耳蔽箴諫、厭偽忽眞、或猶豫岐路、莫適所從、或見信之佐、括囊守祿、或疎遠之臣、言以賤廢。是以王綱縱弛於上、智士鬱伊於下。悲夫。

自漢興以來、三百五十餘歲矣。政令垢翫、上下怠懈、風俗彫敝、人庶巧偽。百姓囂然、咸復思中興之救矣。且濟時拯世之術、豈必體堯蹈舜、然後乃理哉。期于補綻決壞、枝柱邪傾、隨形裁割、要措斯世于安寧之域而已。故聖人執權、遭時定制、步驟之差、各有云設。不疆人以不能、背急切而慕所聞也。蓋孔子對葉公以來遠、哀公以臨人、景公以節禮。非其不同、所急異務也。是以受命之君、每輒創制、中興之主、亦匡時失。昔盤庚愍殷、遷都易民。周穆有闕、甫侯正刑。俗人拘文牽古、不達權制、奇偉所聞、簡忽所見。烏可與論國家之大事哉。故言事者、雖合聖德、輒見琦奪。何者、其頑士闇於時權、安習所見。不知樂成、況可慮始。苟云率由舊章而已。其違者或矜名妬能、恥策非己、舞筆奮辭、以破其義、寡不勝衆、遂有擯棄。雖稷契復存、猶將困焉。斯賈生之所以排於絳灌、屈子之所以攄其幽憤者也。夫以文帝之明、賈生之賢、絳灌之忠、而有此患。況其餘哉。

量力度德、春秋之義。今既不能純法八代、故宜參以霸政、則宜重賞深罪以御之、明著法術以檢之。自非上德、嚴之則理、寬之則亂。何以明其然也。近孝宣皇帝明於君人之道、審於爲政之理。故嚴刑峻法、破姦軌之膽、海內清肅、天下密如。薦勳祖廟、享號中宗、算計見効、優於孝文。元帝即位、多行寬政、卒以墮損、威權始奪、遂爲漢室基禍之主。政道之得失、於斯可監。昔孔子作春秋、褒齊桓、懿晉文、歎管仲之功。夫豈不美文武之道哉。誠違權救敝之理也。故聖人能與世推移、而俗士苦不知變、以爲結繩之約、可復理亂秦之緒、干戚之舞、足以解平城之圍。

夫熊經鳥伸、雖延歷之術、非傷寒之理。呼吸吐納、雖度紀之道、非續骨之膏。蓋爲國之法、有似理身、平則致養、疾則攻焉。夫刑罰者、治亂之藥石也。德教者、興平之梁肉也。夫以德教除殘、是以梁肉理疾也。以刑罰理平、是以藥石供養也。方今承百王之敝、值厄運之會。自數世以來、政多恩貸、馭委其轡、馬駘其銜、四牡橫奔、皇路險傾。方將柑勒鞭輶以救之。豈暇鳴和鑿清節奏哉。昔高祖令蕭何作九章之律、有夷三族之令。黥劓斬趾斷舌梟首、故謂之具五刑。文帝雖除肉刑、當劓者笞三百、當斬

左趾者笞五百、當斬右趾者棄市、當右趾者既殞其命、笞撻者往往至死、雖有輕刑之名、其實殺也。當此之時、民皆思復肉刑。至景帝元年乃下詔曰、加笞與重罪無異、幸而不死、不可爲民。乃定律乃減笞輕撻、自是之後、笞者得全。以此言之、文帝乃重刑、非輕之也。以嚴致平、非以寬致平也。必欲行若言、當大定其本、使人主師五帝而式三王。盪亡秦之俗、遵先聖之風、棄苟全之政、蹈稽古之蹤、復五等之爵、立井田之制、然後選稷契爲佐、伊呂爲輔、樂作而鳳凰儀、擊石而百獸舞。若不然、則多爲累而已。」

## 考察と展望

第1章で示したように、宋応星の師友関係については潘吉星氏の『宋応星評伝』等を基盤にして調べているが、さらに各人の年譜などに当たると新たな繋がりが見えてくる。また、第3章の「野議序」で宋応星がしきりに意識している陳啓新の上奏文については、潘吉星氏が引用している『明史』の他に、小野和子氏の『明季党社考－東林党と復社－』での詳細な記述などで、よりその複雑な背景が把握できるようになった。次回以降も、『野議』と宋応星の著述背景を探りながら、「世運議」「進身議」「民財議」・・・と『野議』の訳注を進めていきたいと思う。